

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状

中心市街地においては、東西方向の骨格を形成する都市計画道路本通り線と寄居駅南口へのメインアクセスルートである都市計画道路中央通り線があるが、いずれも計画幅員が確保されていない状況である。

都市計画道路本通り線については、現状の歩道部分について、埼玉県によるバリアフリー工事・安全対策が実施された。

一方、都市計画道路中央通り線と寄居駅南口駅前広場の都市計画変更手続きが平成27年度に完了し、整備の事業化へ向けた取組みが具体化しており、平成29年度までに予備設計、用地測量・境界確認、事業認可取得の予定である。

また、平成28年度には、埼玉県が推進している「川の国埼玉はつらつプロジェクト」に採択され、荒川沿いの中心市街地と玉淀河原などの寄居町固有の水辺空間などの環境整備に取り組むことになった。

(2) 市街地の整備改善に関する必要性

都市計画道路中央通り線については、寄居町の玄関である寄居駅南口へのメインアクセスルートとして、また、中心市街地の南北方向の骨格的道路として、寄居駅南口駅前広場とともに早期の事業化が求められる。

都市計画道路中央通り線の整備は、道路整備とともに駅前の顔づくりと都市機能の誘導を目指した寄居駅南口駅前拠点整備事業の一体的推進を図ることにより、中心市街地活性化のリーディングプロジェクトとして、効果的な事業実施を図るためにも必要な事業である。

また、中心市街地における集客と回遊性の向上を図るためには、「川の国埼玉はつらつプロジェクト」の推進や、路地を活かした散策ルート整備事業、各種都市施設の環境整備などにより、各施設・拠点間のネットワークと面的な魅力づくりが求められる。

(3) フォローアップの考え方

計画目標の令和4年度まで毎年度に、基本計画に位置付けた取組み事業の進捗調査及び検証を行い、目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

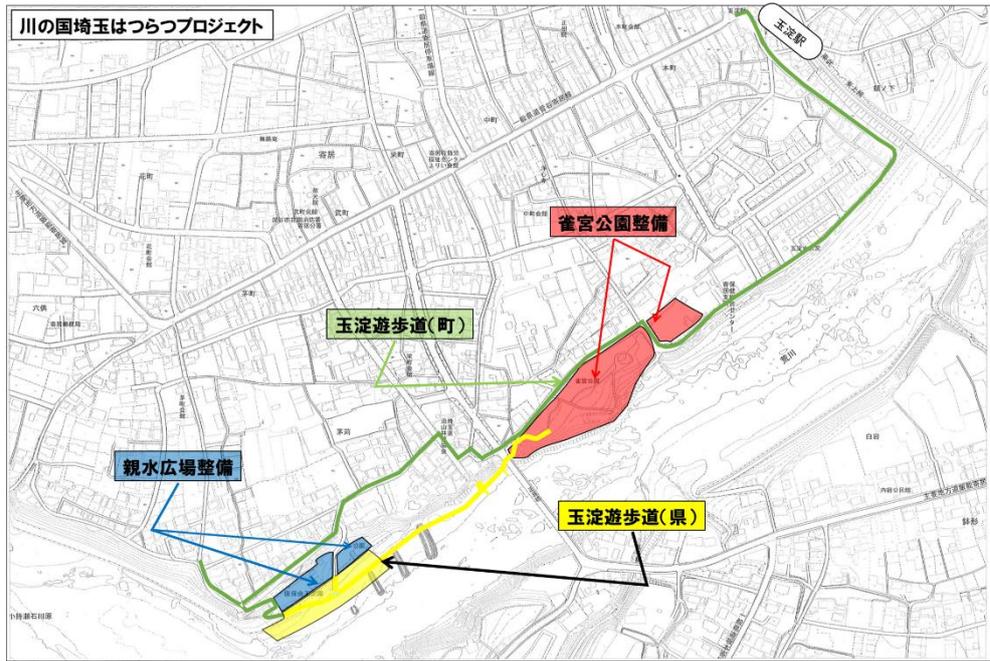
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

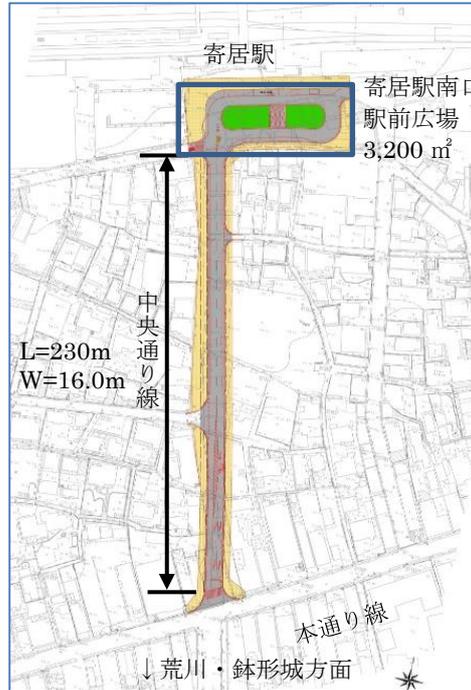
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 玉淀遊歩道の整備事業</p> <p>内容 既存町道の路面及び防護柵の整備</p> <p>実施時期 平成29年度～令和2年度</p>	<p>寄居町 埼玉県</p>	<p>玉淀駅と玉淀河原を結ぶルートは、景勝景観軸として、町民の散策コースとして親しまれているとともに、歴史的空間資源や荒川沿いという自然環境資源を有していることから、観光来訪者の街なか回遊ルートとして活用を図る。</p> <p>※川の国埼玉はつらつプロジェクト関連事業</p>	<p>支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業（総務省）</p> <p>実施時期 平成30年度～令和2年度</p>	<p>支援措置 埼玉県ふるさと創造資金（県連動施策重点事業）</p> <p>実施時期 平成29年度～令和2年度</p>
<p>事業名 雀宮公園整備・活用事業</p> <p>内容 雀宮公園の間伐・枝打ち及び、東屋やトイレの設置、駐車場整備</p> <p>実施時期 平成29年度～令和2年度</p>	<p>寄居町</p>	<p>雀宮公園は、歌舞伎俳優7代目松本幸四郎の別邸跡であり、平成29年度、町が取得した。玉淀駅と玉淀河原を結ぶ景勝景観軸における貴重な都市空間資源であり、環境整備事業の実施による街なか回遊滞留拠点としてより一層の活用とともに、特色のある公園として整備を図り中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである。</p> <p>※川の国埼玉はつらつプロジェクト関連事業</p>	<p>支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業（総務省）</p> <p>実施時期 平成30年度～令和2年度</p>	<p>支援措置 埼玉県ふるさと創造資金（県連動施策重点事業）</p> <p>実施時期 平成29年度～令和2年度</p>
<p>事業名 玉淀河原親水広場の整備活用事業</p> <p>内容 玉淀河原親水広場の歩道新設、舗装工事、石積み工事、転落防止柵の設置</p> <p>実施時期 平成29年度～令和2年度</p>	<p>寄居町</p>	<p>荒川を中心とした親水広場の整備を行い、町民や観光客に親しまれる観光施設とし、親水広場を「寄居北條まつり」「寄居玉淀水天宮祭」イベント等多目的な活用を進め、観光振興を図ることにより、中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである。</p> <p>※川の国埼玉はつらつプロジェクト関連事業</p>	<p>支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業（総務省）</p> <p>実施時期 平成30年度～令和2年度</p>	<p>支援措置 埼玉県ふるさと創造資金（県連動施策重点事業）</p> <p>実施時期 平成29年度～令和2年度</p>

【川の国埼玉はつらつプロジェクトの取組みイメージ】



<p>事業名 都市計画道路中央通り線整備事業</p> <p>内容 都市計画道路中央通り線を延長約230m、幅員16mに拡幅整備</p> <p>実施時期 平成30年度～令和4年度</p>	<p>寄居町</p>	<p>都市計画道路中央通り線は、荒川の南側と中心市街地・寄居駅南口をネットワークする道路で、鉢形城などへの観光・散策行動における主要な路線であることから、現状の1車線歩道なし、一方通行規制となっている未整備区間の整備を図り、中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである。</p>	<p>支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業（総務省）</p> <p>実施時期 令和2年度～令和4年度</p>	
<p>事業名 寄居駅南口駅前広場整備事業</p> <p>内容 寄居駅南口駅前広場（面積3,200㎡）の整備</p> <p>実施時期 平成30年度～令和4年度</p>	<p>寄居町</p>	<p>都市計画道路中央通り線整備とあわせて中心市街地の顔となる寄居駅南口駅前広場を整備し、中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである。</p>	<p>支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業（総務省）</p> <p>実施時期 令和2年度～令和4年度</p>	

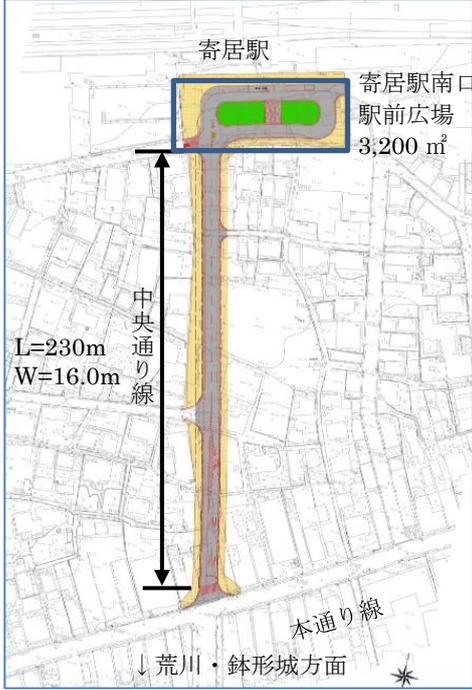
【都市計画道路中央通り線・寄居駅南口駅前広場整備事業計画図】



<p>【事業名】 寄居駅南口改修事業</p> <p>【内容】 寄居駅南口の改修工事</p> <p>【実施時期】 令和4年度</p>	<p>寄居町</p>	<p>【位置づけ】 まちなか回遊の発着点である寄居駅南口を改修し、魅力と快適性を向上させることで、目標①の集客と回遊性の向上に寄与する。また、各種都市基盤との一体感やイメージの統一を図ることで、目標②立ち寄り場所・機会の充実に寄与する。</p> <p>【必要性】 寄居駅南口の改修することで魅力と快適性の向上により、「歩行者・自転車通行量」の増加および「新規出店事業者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業（総務省）</p> <p>支援措置 令和4年度</p>	
---	------------	---	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 都市計画道路中央通り線整備事業（再掲）</p> <p>内容 都市計画道路中央通り線を延長約230m、幅員16mに拡幅整備</p> <p>実施時期 平成30年度～令和4年度</p>	寄居町	都市計画道路中央通り線は、荒川の南側と中心市街地・寄居駅南口をネットワークする道路で、鉢形城などへの観光・散策行動における主要な路線であることから、現状の1車線歩道無し、一方通行規制となっている未整備区間の整備を図り、中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである。	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業・寄居駅周辺地区）</p> <p>実施時期 平成30年度～令和元年度</p>	
<p>事業名 寄居駅南口駅前広場整備事業（再掲）</p> <p>内容 寄居駅南口駅前広場（面積3,200㎡）の整備</p> <p>実施時期 平成30年度～令和4年度</p>	寄居町	都市計画道路中央通り線整備とあわせて中心市街地の顔となる寄居駅南口駅前広場を整備し、中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである。	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業・寄居駅周辺地区）</p> <p>実施時期 平成30年度～令和元年度</p>	

	<p align="center">【都市計画道路中央通り線・寄居駅南口駅前広場整備事業計画図】</p> 		
<p>事業名 町道3967号線整備事業</p> <p>内容 町道3967号線を総延長240m、幅員9mに拡幅整備</p> <p>実施時期 平成30年度～令和4年</p>	<p>寄居町</p>	<p>大規模小売店の出店に伴い、渋滞が予想される町道3967号線を幅員9mの対面通行可能な歩道付の道路に整備することにより、中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業・寄居駅周辺地区）</p> <p>実施時期 平成30年度～令和元年度</p>

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 都市計画道路中央通り線整備事業（再掲）</p> <p>内容 都市計画道路中央通り線を</p>	<p>寄居町</p>	<p>都市計画道路中央通り線は、荒川の南側と中心市街地・寄居駅南口をネットワークする道路で、鉢形城などへの観光・散策行動における主要な路線であることから、現状の1車線歩道なし、一方通行規制となっている未整備区間の整備を図り、中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである。</p>	<p>支援措置 都市構造再編集中支援事業</p> <p>実施時期 令和2年度～令和4年度</p>	

<p>延長約230m、幅員16mに拡幅整備</p> <p>実施時期</p> <p>平成30年度から令和4年度</p>				
<p>事業名</p> <p>寄居駅南口駅前広場整備事業（再掲）</p> <p>内容</p> <p>寄居駅南口駅前広場（面積3,200㎡）の整備</p> <p>実施時期</p> <p>平成30年度～令和4年度</p>	<p>寄居町</p>	<p>都市計画道路中央通り線整備とあわせて中心市街地の顔となる寄居駅南口駅前広場を整備し、中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである。</p>	<p>支援措置</p> <p>都市構造再編集中支援事業</p> <p>実施時期</p> <p>令和2年度～令和4年度</p>	
<p>事業名</p> <p>町道3967号線整備事業（再掲）</p> <p>内容</p> <p>町道3967号線を総延長240m、幅員9mに拡幅整備</p> <p>実施時期</p> <p>平成30年度～令和4年度</p>	<p>寄居町</p>	<p>大規模小売店の出店に伴い、渋滞が予想される町道3967号線を幅員9mの対面通行可能な歩道付の道路に整備することにより、中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである。</p>	<p>支援措置</p> <p>都市構造再編集中支援事業</p> <p>実施時期</p> <p>令和2年度～令和4年度</p>	

<p>事業名 路地を活かした散策ルート整備事業</p> <p>内容 寄居駅南口から本通り線へ至る中央通り線に並行する路地（町道3129号線）の路面整備</p> <p>実施時期 令和3年度～令和4年度</p>	<p>寄居町</p>	<p>観光散策ルートとして、歴史的な佇まいが残る路地のネットワーク形成と沿道の修景により、街なか散策・回遊行動の誘発を図ることにより、中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである。</p>	<p>支援措置 都市構造再編集中支援事業</p> <p>実施時期 令和3年度～令和4年度</p>	
<p>事業名 観光案内板設置事業</p> <p>内容 駅周辺及び交差点等への案内板の整備</p> <p>実施時期 令和3年度～令和4年度</p>	<p>寄居町</p>	<p>観光来訪者などが歴史・文化的な景観資源を楽しみながら散策できるよう、寄居駅の改札前や南口における観光情報の発信、玉淀駅から玉淀河原、路地などの散策ルートづくりとして、観光案内板の整備を行うことにより、中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである</p>	<p>支援措置 都市構造再編集中支援事業</p> <p>実施時期 令和3年度～令和4年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 観光案内板や道標の整備事業</p> <p>内容 駅周辺及び交差点等への案内板や道標の整備</p> <p>実施時期 平成29年度～令和2年度</p>	寄居町	<p>観光来訪者などが歴史・文化的な景観資源を楽しみながら散策できるよう、寄居駅の改札前や南口における観光情報の発信、玉淀駅から玉淀河原、路地などの散策ルートづくりとして、観光案内板や道標の整備を行う。</p> <p>また、推奨散策ルートの設定などソフト面での取組みを行うことにより、中心市街地の集客と回遊性の向上に寄与するものである。</p> <p>※川の国埼玉はつらつプロジェクト関連事業</p>	<p>支援措置 埼玉県ふるさと創造資金（県連動施策重点事業）</p> <p>実施時期 平成29年度～令和2年度</p>	
<p>事業名 自転車等駐車場運営事業</p> <p>内容 自転車等駐車場の整理</p> <p>実施時期 平成10年度～</p>	寄居町	<p>自転車の路上駐車の防止を図るため、寄居駅南第1・寄居駅南2、玉淀駅前自転車駐車場の3箇所を対象として、自転車等駐車場の指導整理員を活用することにより、適切な運営につとめる事で周辺環境の維持を図り、集客と回遊性の向上に寄与するものである。</p>		